

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

木曽町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県木曽郡木曽町

3 地域再生計画の区域

長野県木曽郡木曽町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口も昭和 35（1960）年の 22,429 人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和 4（2022）年 1 月には 10,425 人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 22（2040）年には総人口が 7,260 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口は、生産年齢人口は昭和 55（1980）年の 11,667 人をピークに減少傾向に転じており、令和 2（2020）年には 5,090 人となっている。また、この年に年少人口も 3,489 人をピークに減少が始まっており、令和 2（2020）年には 916 人となっている。一方で、老年人口は増加が始まり、令和 2（2020）年には 4,426 人となっている。今後、老年人口割合は増加を続け、令和 22（2040）年には生産年齢人口 3,167 人に対し、65 歳以上人口 3,444 人、町全体の約 47.4%が 65 歳以上となり、生産年齢人口約 0.9 人で 1 人の老年人口を支えることになる。

出生者数と死亡者数の自然動態の推移を見ると、出生者数は年々減少し、一方で高齢化により死亡者数は年々増加していることによって、平成9（1997）年を境に死亡者数が出生者数を上回るようになり自然減へと転換し、令和2（2020）年には出生者数は39人、死亡者数は201人であり▲162人の自然減となっている。なお、合計特殊出生率の推移をみると平成17（2005）年の合併時1.35であったが、平成20（2008）年に1.23まで減少した。平成24（2012）年には婚姻数が多く、平成25（2013）年に1.70、平成26（2014）年には1.78まで上昇したが、平成27（2015）年より国・県を下回る状態が続き、平成30（2018）年において1.26となっている。

転入者と転出者の社会動態の推移を見ると、平成17年（2005）年の合併以降、転出者が転入者数を上回る社会減となる年が多く、令和2（2020）年において転入者は345人、転出者は484人であり▲138人の社会減となっている。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、住民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- ・基本目標1 雇用創出
- ・基本目標2 移住促進
- ・基本目標3 結婚・妊娠・出産・子育て
- ・基本目標4 地域の安心・安全・地域間連携

【数値目標】

5-2 の①に 掲げる 事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	15歳～64歳人口（人）	5,091	4,643	基本目標 1
	事業所数（事業所）	970	850	
	製造品出荷額（百万円）	5,635	5,000	
	製造業従事者数（人）	502	437	
	商業年間商品販売額（百万円）	15,849	12,153	
	商業事業者数（事業所）	165	115	
	商業従事者数（人）	938	730	
	地方税額（市町村財政）（百万円）	1,659	1,540	
	労働力人口（人）	6,288	5,300	
	就業者数（人）	6,107	5,220	
	完全失業者数（人）	181	80	
	第1次産業就業者数（人）	496	400	
	第2次産業就業者数（人）	1,352	1,220	
	第3次産業就業者数（人）	4,215	3,400	
	小売店数（事業所数）	162	136	

	飲食店数（事業所数）	85	73	
	総農家数（戸）	676	670	
	農家率（％）	6	10	
	経営耕地面積（総農家）（a）	32,329	36,825	
	観光客入込数（万人）	99	120	
	外国人観光客宿泊者数（人）	9,206	12,000	
イ	転入者数（人）	345	300	基本目標 2
	転出者数（人）	484	275	
ウ	15歳未満人口（人）	916	900	基本目標 3
	出生数（人）	39	44	
	婚姻件数（組）	35	31	
	一般病院数（施設）	1	1	
	一般診療所数（施設）	8	9	
	歯科診療所数（施設）	8	8	
	医師数（人）	36	30	
エ	介護老人福祉施設数（所）	3	3	基本目標 4
	消防団員数（人）	317	280	
	公共交通システム利用者数（人）	134,462	154,618	

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

木曽町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 雇用創出事業

イ 移住促進事業

ウ 結婚・妊娠・出産・子育て支援事業

エ 地域の安心・安全・地域間連携事業

② 事業の内容

ア 雇用創出事業

雇用の創出は、木曽町にとって地域の活力創出と持続可能性の基礎となる最大の課題であり、優先的に取り組む施策である。木曽町の強みであるきれいな水や空気、豊富な地域資源、農村的要素に根ざした付加価値の高い産業の集積を促進することによって、未来ある地域産業構造の構築と就業機会の拡大を目指していく。

また、遊休資産（空き店舗、遊休荒廃地、古民家等）を活用することにより、省力化を図りながら地域におけるしごとを創出していく。

【具体的な事業】

- ・ 6次産業化の推進
- ・ ワークシェアの推進
- ・ 地方創生のための誘致
- ・ 高齢者を活用したまちづくり
- ・ 雇用促進
- ・ マーケティングに基づいた事業推進
- ・ 再生可能エネルギーの推進
- ・ 中心市街地活性化の推進

等

イ 移住促進事業

木曽町における移住促進は小地域（小学校区）単位でコーホート変化率法により若年層や子育て世代をターゲットに定め進めていく。移住は直接的に人口増加につながる施策であるため、雇用や居住環境など、受け入れ態勢の整備を行い、情報発信については若年層や子育て世帯にターゲットを絞り、実効性のある発信を行う。

住民がライフスタイルを見つめなおし地方生活の魅力を再発見し、町全体で移住者に向け魅力の発信を行える移住施策を実施していく。

また、交流事業を通じて木曽町の移住地としての良さを発信することも重要である。交流事業は6次化、観光振興、移住促進にも関係する事業であり、それらを見据えて事業展開することが必要となっている。

【具体的な事業】

- ・ 移住サポートセンターの運営
- ・ 移住促進と情報発信
- ・ 空き家・空別荘対策
- ・ 複数地域居住の推進

等

ウ 結婚・妊娠・出産・子育て支援事業

子育て世代の核家族化や共働きの増加に対応し、子育てに係るニーズは多様化する傾向にある。

次世代を担う子どもたちが健やかに成長でき、子育てを行う家族が仕事との両立を図ることができるよう環境を整備していく。

また、地域の子どもたちをはじめ町民全員が郷土への誇りを持ち愛着の醸成を図れるよう地元学の振興を推進していく。

【具体的な事業】

- ・ 妊娠期・出産期・子育て期のサポート
- ・ 教育期までのサポート
- ・ 食育の推進
- ・ 憩いの場・遊び場づくり
- ・ 木育の推進
- ・ 少子化対策
- ・ 子育て環境整備

等

エ 地域の安心・安全・地域間連携事業

近年、御岳山の噴火や異常気象による被害など、町の危機管理を行う上で障害となる事象が発生している。噴火による災害対策はもちろん、前例から、想定や早期対策の必要性を見出し、事故や災害の未然防止に努める。

暮らしの面では、地域・医療・企業・学校等が広域内で相互に連携し、それぞれが継続性をもって推進できる体制を目指す。

【具体的な事業】

- ・御嶽山噴火災害からの復興
- ・防災・減災の推進
- ・地域・医療・企業・学校の連携強化
- ・住みやすい地域づくり
- ・美しいまちづくり
- ・学校との連携
- ・若者・女性によるまちづくり活動支援
- ・地域間連携
- ・持続可能なまちづくり

等

※ なお、詳細は第2期木曽町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

60,000千円（2021年度～2027年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月・12月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに木曽町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで